


所管部課	総務部 文書課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市情報公開条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>個人情報保護条例が改正され、情報公開条例においても、個人に関する情報の規定整備等を図る必要があるため改正がされた。これに伴い施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①条例第14条第1項の改正に伴うもの 第5条第1項「第三者等（同条第1項に規定する第三者等をいう。次項において同じ。）」を追加 第5条第2項「第三者等」を追加</p> <p>②電磁的記録の公開方法の見直し 第6条第2項及び別表から「フロッピーディスク」に係るものを削除</p> <p>③条例第28条第1項及び第2項の規定による情報の公表窓口の見直し 第15条第3項「東大和市市政情報コーナー」に改正</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 行政文書公開制度の適正な運用が図れる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成30年2月 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例公布済み。 平成30年3月 規則改正について文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続を進める。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。